

呼値の有効期間の設定に係る
カーボン・クレジット市場利用規約等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表	1
2. カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表	2

カーボン・クレジット市場利用規約の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値) 第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本規約に定めるもののほか、呼値に関し必要な事項については、当取引所が定める。</u></p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年7月28日に施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年7月28日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(呼値) 第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号に定める事項に該当する場合、呼値は効力を失うものとする。</u></p> <p>(1) <u>呼値を行った参加者が、当該呼値を取り消した場合</u></p> <p>(2) <u>当該呼値の値段が、第31条に規定する呼値の制限値幅の下限よりも低い値段又は同条に規定する呼値の制限値幅の上限よりも高い値段となった場合</u></p> <p>4 <u>前項に規定するほか、当取引所が必要と認める場合、呼値の効力を失わせることができるものとする。</u></p>

カーボン・クレジット市場利用規約補助規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(呼値の効力)</u></p> <p><u>第11条の2 呼値は、当日の売買立会終了時に効力を失うものとする。ただし、参加者が呼値の有効期間を指定した場合は、当該有効期間が満了する日の売買立会終了時に、呼値は効力を失うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する呼値の有効期間は、呼値を行った日又は呼値の有効期間を変更した日から起算して30日間（休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外する。以下、日数計算について同じ。）を限度として指定することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項に該当する場合、呼値は効力を失うものとする。</u></p> <p><u>(1) 呼値を行った参加者が、当該呼値を取り消した場合</u></p> <p><u>(2) 当該呼値の値段が、本規約第31条に規定する呼値の制限値幅の下限よりも低い値段又は同条に規定する呼値の制限値幅の上限よりも高い値段となった場合</u></p> <p><u>4 第1項及び前項に規定するほか、当取引所は、当取引所が必要と認める場合、呼値の効力を失わせることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和7年7月28日に施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和7年7月28日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>